

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行
(当日が休日、
翌日の翌日)

◇ 告 示

字の区域の新設等
保険医の登録

目 次

- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 保安林の指定予定
- 保安林の指定の解除予定
- 土地改良法による換地処分
- 収入証紙の小売りさばき人の指定

告 示

鳥取県告示第九百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大栄二期地区第五工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する
字の名称

同上の区域（昭和六十年一月十七日現在の地番による。）

大字妻波字西
奥田

大字大谷字芝建五二九の二の一部、五二九の三、五三〇の二の一部、五三〇の二、五三〇第一、五三一、五三一の一、五三二及びこれらと一体をなす国有地

大字大谷字上芝建のうち五四一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字大谷字柴立東平一八一八の一九から一八一八の二七までの一部、一八一八の二九の一部、一八一八の三六の一部、一八一八の三七から一八一八の四二まで及びこれらと一体をなす国有地

大字大谷字中峯一八一九の二から一八一九の三までの一部、一八一九の四、一八一九の五から一八一九の九までの一部、一八二〇の三の一部、一八二〇の四、一八二〇の五、一八二〇の七の一部、一八二〇の八から一八二〇の一まで、一八

| | | | |
|--|-----------------------------------|--|--|
| <p>大字大谷字白水橋東峯</p> | <p>区域を変更する字の名称</p> | <p>大字大谷字上白水橋</p> | <p>二〇の一、二〇の一、一八二〇の一四の一部、一八二〇の一五、一八二〇の一六から一八二〇の二一までの一部、一八二〇の二二、一八二〇の二三、一八二〇の二四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大谷字屏風屋東平一八二二の一、一八二二の八から一八二二の一三までの一部、一八二二の一五から一八二二の一九までの一部、一八二二の二〇の一部、一八二二の二三から一八二二の三二までの一部、一八二二の三三から一八二二の三五まで、一八二二の三六の一部、一八二二の三七の一部、一八二二の三八から一八二二の四九まで及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字大谷字白水橋東峯のうち一八二四の一、一八二四の四から一八二四の二四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>同上の区域（昭和六十年一月十七日現在の地番による。）</p> | <p>大字大谷字屏風屋東平一八二二の三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一八二二の一六から一八二二の一八まで、一八二二の三二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大谷字柴立峯一八二二の三五の一部、一八二二の三七、一八二二の三八、一八二二の三九の一部、一八二二の四〇、一八二二の四一の一部、一八二二の四二、一八二二の四三の一部、一八二二の四四の一部、一八二二の四五から一八二二の六〇まで、一八二二の七六及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大谷字白水橋東峯一八二四の一、一八二四の四から一八二四の二四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大谷字屏風屋西峯のうち一八二五の三から一八二五の一までの一部、一八二五の一三の一部以外の区域</p> | <p>大字大谷字柴立東平のうち一八一八の七、一八一八の八、一八一八の一〇から一八一八の三一まで、一八一八の三四から一八一八の四二まで、一八一八の四八、一八一八の五〇、一八一八の五四、一八一八の五五及びこれらと一体をなす国有地並びに一八一八の六、一八一八の九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字大谷字泉</p> | <p>大字大谷字白水橋野一八二九の三</p> | <p>大字大谷字柴立峯</p> | <p>大字大谷字上芝建五四一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字大谷字柴立東平一八一八の七、一八一八の八、一八一八の一〇から一八一八の一六まで、一八一八の一七の一部、一八一八の一八、一八一八の一九から一八一八の二七までの一部、一八一八の二八、一八一八の二九の一部、一八一八の三四、一八一八の四八、一八一八の五〇、一八一八の五四、一八一八の五五及びこれらと一体をなす国有地並びに一八一八の九と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大谷字屏風屋東平一八二二の八から一八二二の一三までの一部、一八二二の一四、一八二二の一五から一八二二の一九までの一部、一八二二の二〇、一八二二の二一の一部、一八二二の二二、一八二二の二三から一八二二の三二までの一部、一八二二の三六の一部、一八二二の三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大谷字柴立峯のうち一八二二の三五の一部、一八二二の三七、一八二二の三八、一八二二の三九の一部、一八二二の四〇、一八二二の四一の一部、一八二二の四二、一八二二の四三の一部、一八二二の四四の一部、一八二二の四五から一八二二の六〇まで、一八二二の七六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字大谷字屏風屋西峯一八二五の三から一八二五の一までの一部、一八二五の一三の一部</p> |

| | | | | | |
|------------------------------------|---|--------------------------------|--|---|--|
| <p>大字妻波字上 中尾</p> | <p>大字妻波字青 木</p> | <p>大字大谷字白 水橋野</p> | <p>大字大谷字大 ナル</p> | <p>大字大谷字カ ワラ塚</p> | |
| <p>大字妻波字上中尾のうち一七二五の一、一七二五の八、一七</p> | <p>大字妻波字青木のうち三七一の一の一部、三七一の二、三七二の一部、三七三の一の一部、三七三の二の一部、三七四の二の一部、三七四の三の一部、三七五の一部、三七六の一部、三八二の二の一部及び三七六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字妻波字上中尾一七二五の一及びこれと一体をなす国有地の一部 大字妻波字下岡谷一七三〇の一、一七三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字妻波字奥田一七五五の一〇の一部 大字大谷字芝建五二九の一、五二九の二の一部、五三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字大谷字柴立東平一八一八の一七の一部、一八一八の一九の一部、一八一八の三〇、一八一八の三一、一八一八の三五、一八一八の三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八一八の六と一体をなす国有地の一部 大字大谷字中峯一八一九の八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字大谷字白水橋野のうち一八二九の三以外の区域</p> | <p>大字大谷字大ナルのうち二〇〇〇の一、二〇〇〇の三及び二〇〇〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字大谷字カワラ塚のうち一八六八の二以外の区域</p> | <p>大字大谷字大畷の全域 大字大谷字泉谷の全域 大字大谷字カワラ塚一八六八の二 大字大谷字大ナル二〇〇〇の一、二〇〇〇の三及び二〇〇〇の三と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字妻波字岡 谷</p> | <p>大字妻波字奥 田</p> | <p>大字妻波字中 峯</p> | <p>大字妻波字下 岡谷</p> | <p>二五の一〇から一七二五の二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字妻波字下岡谷のうち一七三〇の一、一七三〇の二、一七三〇の二二から一七三〇の一五まで、一七四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字妻波字東奥田ノ一の全域 大字妻波字東奥田ノ二の全域 大字妻波字東奥田ノ三の全域 大字妻波字青木三七一の一の一部、三七一の二、三七二の一部、三七三の一の一部、三七三の二の一部、三七四の二の一部、三七四の三の一部、三七五の一部、三七六の一部、三八二の二の一部及び三七六と一体をなす国有地の一部 大字妻波字下岡谷一七三〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字妻波字奥田一七五五の二、一七五五の一〇の一部、一七五五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字妻波字中峯の全域 大字大谷字芝建五二九の二と一体をなす国有地の一部 大字大谷字中峯一八一九の一から一八一九の三までの一部、一八一九の五から一八一九の九までの一部、一八二〇の三の一部、一八二〇の六、一八二〇の七の一部、一八二〇の二二の一部、一八二〇の二三、一八二〇の二四の一部、一八二〇の二六から一八二〇の二八までの一部、一八二〇の二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一八一九の八と一体をなす国有地の一部 大字妻波字奥田のうち一七五五の二、一七五五の一〇、一七五五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字妻波字上板橋ノ二の全域 大字妻波字岡谷の全域</p> | |

鳥取県告示第九百八十三号

| | |
|--------------|--|
| 大字妻波字上 坂橋 | 大字妻波字上岡谷三四六及びこれと一体をなす国有地 大字妻波字東岡谷一四三二の二、一四三三の三、一四三三、一四三四の一、一四三四の二、一四三五、一四四一の一、一四四一の二、一四四二の二から一四四二の三まで 大字妻波字上坂橋一四四三の一、一四四三の二、一四四八の一、一四四八の二、一四四九の一、一四四九の二、一四五三の二、一四五四の二 大字妻波字上中尾一七二五の八、一七二五の二〇から一七二五の二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字妻波字下岡谷一七三〇の二から一七三〇の一五まで、一七四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 |
| 大字妻波字東 岡谷 | 大字妻波字上坂橋のうち一四四三の一、一四四三の二、一四四八の一、一四四八の二、一四四九の一、一四四九の二、一四五三の二、一四五四の二以外の区域 大字妻波字東岡谷のうち一四三一の二、一四三一の三、一四三三、一四三四の一、一四三四の二、一四三五、一四四一の一、一四四一の二、一四四二の二から一四四二の三まで以外の区域 |
| 大字妻波字上 岡谷 | 大字妻波字上岡谷のうち三四六及びこれと一体をなす国有地以外の区域 |
| 廃止する字の 名称 | 大字大谷字芝建、大字大谷字上芝建、大字大谷字中峯、大字大谷字屏風屋東平、大字大谷字屏風屋西峯、大字大谷字上泉谷、大字大谷字大坂、大字妻波字上坂橋ノ二、大字妻波字上坂橋、大字妻波字東奥田ノ一、大字妻波字東奥田ノ二、大字妻波字東奥田ノ三 |

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|-------|-----------|-------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 田 中 聡 | 鳥医第三、三一七号 | 昭和六十年九月二十四日 |

鳥取県告示第九百八十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|---------|-----------------|------------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
| つくし薬局 | 米子市旗ヶ崎三七三一 二 | 昭和六十年九月十七日 |

鳥取県告示第九百八十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | |
|---------|---------------------|----------|------------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の都道府県名 | 申出の受理の年月日 |
| つくし薬局 | 米子市旗ヶ崎三七三 一 二 | 全 国 | 昭和六十年九月十七日 |

鳥取県告示第九百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|---------|------------|------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 小 笹 昭 博 | 鳥国医第三、三一六号 | 昭和六十年九月十七日 |

鳥取県告示第九百八十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|----------|-------------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 加藤整形外科医院 | 鳥取市片原二丁目一一一 | 昭和六十年十月五日 |

鳥取県告示第九百八十八号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字岩屋堂字ヤン谷三二八の一から三二八の三まで

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字榊水高原一〇の二(国有林。次の図に示す部分に限る。)、九の三・九の四(以上二筆国有林)、一〇の四(次の図に示す部分に限る。)、九の六、一一の一、一二の七八、大内字榊水高原一〇六八の二(国有林。次の図に示す部分に限る。)、一〇六九の六七(国有林)、一〇六七の二・一〇六八の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄二期地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十一号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、

同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | | | | | | |
|-----------|-------|-----|------|-------------|-----|---------------|-----|-----------------|---------|
| 昭和六十年十月四日 | 指定年月日 | 四五五 | 指定番号 | 鳥取市東町一丁目二二〇 | 住 所 | 地方職員共済組合鳥取県支部 | 名 称 | 鳥取市東町一丁目二二〇県庁売店 | 売りさばき場所 |
|-----------|-------|-----|------|-------------|-----|---------------|-----|-----------------|---------|